

# 令和5年度

## 「丸森町放課後児童クラブ」

### 利用申請のご案内

#### ◆放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

※丸森町では、令和2年4月から放課後児童クラブの運営を民間事業者に委託しています。

#### ◆支援内容について

- ・県が主催する研修を受講した「放課後児童支援員」が、児童の安全確保や管理に努めながら、遊びや仲間づくりを支援します。(各施設には、最低1名以上研修受講者が配置されます。)
- ・児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように支援します。
- ・集団での生活や遊びへの支援を通して、児童の情緒の安定を図り、自主性、創造性、社会性を培う支援を行います。

#### ◆利用できる方

次の①～③のすべてに該当する児童

- ①丸森町に住所がある。
- ②丸森町の小学校に通学している。
- ③保護者が就労等(下記、注)で昼間家庭にいない。

(注)就労等とは、次に該当する方です。

事由	内容	利用可能期間
就労	月間48時間以上の就労していること。	就労の期間
妊娠・出産	産前8週間から産後8週間の状態にあること。	産前産後8週間
疾病・障害	身体等に障害等を有する状態にあること。	疾病・障害の期間
介護・看護	同居親族等の介護・看護に状態にあること。	介護・看護の期間
災害復旧	未曾有の大災害に見舞われた状態にあること。	災害復旧の期間
求職活動	起業・就職の準備等の状態にあること。	90日間
就学	職業訓練等を受けている状態にあること。	就学の期間
虐待・DV	配偶者等による圧制を受けている状態にあること。	虐待・DVの期間
育児休業	継続利用中に育児休業の状態にあること。	育児休業の期間
その他	上記以外で町長が必要であると認める状態にあること。	町長の認める期間

### 注意！

放課後児童クラブは毎年度利用申請が必要です。

現在利用している方も、継続の場合は忘れずにご提出ください。

# 丸森町放課後児童クラブ基本情報

## ◆放課後児童クラブ一覧

施設名	所在地	定員(※1)
丸森地区第1放課後児童クラブ 丸森にこにこクラブ(※2)	丸森町字菱川内 39 番地【丸森小学校】	40 名
丸森地区第2放課後児童クラブ 丸森わくわくクラブ(※2)	丸森町字町西 29 番地 2【旧仙台銀行】	40 名
金山地区放課後児童クラブ 金っこクラブ	丸森町金山字下前川原 1 番地 1【旧金山小学校】	20 名
大内地区放課後児童クラブ うりぼうズ	丸森町大内字横手 18 番地【旧大内小学校】	25 名
小斎地区放課後児童クラブ こめっ子クラブ	丸森町小斎字古館 95 番地【旧小斎小学校】	20 名
館矢間地区第1放課後児童クラブ 館っ子クラブ(※2)	丸森町館矢間館山字玉川 29 番地 1【館矢間小学校】	50 名
館矢間地区第2放課後児童クラブ 元気っ子クラブ(※2)	丸森町館矢間館山字東玉川 199 番地 1【旧いちまさ】	60 名
大張地区放課後児童クラブ 大張っ子クラブ(※3)	丸森町大張川張字宮田 25 番地【旧大張小学校】	20 名

※1 利用申請者数が定員を超える場合は、クラブの状況を考慮して弾力的に対応しますが、利用できない場合もありますのでご了承ください。(利用児童の調整は低学年を優先します。)

※2 丸森にこにこクラブ・館っ子クラブは低学年児、丸森わくわくクラブ・元気っ子クラブは高学年児を想定していますが、申込み状況により変更になる場合があります。

※3 大張っ子クラブは長期休業期間(春休み、夏休み、冬休み)のみ開設します。

## ◆開所日及び開所時間等

児童クラブ所在地区	丸森・金山・大内・小斎・館矢間	大張
開所日	月曜日から金曜日(祝日を含む) ※年間、約 250 日。	学校長期休業期間中の 月曜日から金曜日(祝日を含む) ※年間、約 40 日。
閉所日	土曜日及び日曜日 お盆期間(8/13~8/16)及び年未年始(12/29~翌 1/3) 学校での引き渡し訓練実施日及び災害等発生による臨時閉所日	
開所時間	学校登校日	下校時から 18 時 15 分
	学校休業日	7 時 45 分から 18 時 15 分
利用者負担金	2,000 円/月 ※町が徴収します。	4,000 円/年 ※町が徴収します。
おやつ代 (障害保険料含む)	2,000 円/月 ※施設で徴収します。	4,000 円/年 ※施設で徴収します。

# 丸森町放課後児童クラブ利用申請方法

## ◆利用申請方法

◇受付期間※土・日・祝日を除く。

### (1)令和5年4月からの利用を希望する場合

- ・10月31日(月)～11月4日(金)8:30～17:15
- ・11月7日(月)～11月11日(金)8:30～19:00

### (2)令和5年5月以降の利用を希望する場合

- ・希望する前々月に随時申請を受け付けます。(例:7月以降利用希望の場合5月受付)
- ※定員を超過している場合は年度途中での申請を受け付けない場合があります。

◇受付場所 丸森町役場 1階 子育て定住推進課

※新規利用の方は、利用児童の健康状態等の確認がありますので、必ず保護者が子育て定住推進課にご提出ください。また、利用開始前に児童クラブ職員との面談を実施します。

※継続利用の方は、各放課後児童クラブにもご提出いただけます。

◇提出書類

- ①放課後児童クラブ利用申請書(※児童1人につき、1部作成してください。)
- ②添付書類 (※保護者の状況に応じて、父母両方の証明書類が必要です。)  
(※児童2人以上同時利用の場合は1部提出で構いません。)
- ③転入手続きに関する同意書 (※申請時に町外に住所を有する方)

No.	保育を必要とする事由(保護者の状況)	添付書類
1	保護者が就労している方(産休・育休含む)	就労証明書
2	妊娠中もしくは出産前後の方	申出書 + 母子手帳の写し
3	疾病・負傷・障害により保育ができない方	申出書 + 診断書・障害者手帳・療育手帳等
4	同居の親族を常時介護又は看護している方	申出書 + 要介護認定結果通知書等
5	災害の復旧にあたっている方	申出書 + 災害復旧中である証明等
6	求職活動を継続的に行っている方	申出書 (※申出書のみ)
7	学校教育法に規定する学校に就学している方	申出書 + 就学中である証明(生徒手帳等)
8	虐待やDVの恐れがある方	※子育て定住推進課へご相談ください。

※申請時に町外に住所を有する方について、利用が内定した場合は、利用希望月の前月までに転入手続きを完了してください。

## ◆利用可否の決定通知

### (1)令和5年4月から利用を希望する場合

令和5年1月以降に通知します。

※利用決定後、利用者を対象とした説明会を実施する予定ですのでご出席ください。詳細については、後日通知します。

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施しない場合があります。)

### (2)令和5年5月以降に利用を希望する場合

申請から約2週間後に通知します。

# 丸森町放課後児童クラブ利用にあたって

## ◆留意事項

### 【申請内容の確認】

申請内容の確認や事前面談を行う際、ご連絡させていただく場合があります。連絡先は、確実に連絡がとれるところ(携帯電話番号等)をお知らせください。

### 【児童の状況把握のための情報共有】

児童の集団における状況等を把握するため、保育所、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有をする場合があります。

### 【利用料金について】

原則として、月途中の利用や利用中止手続き(中止届の提出)を行わずに利用しなかった場合も利用料を徴収します。おやつ代についても同様ですので、利用を中止する場合は、前月までに手続きをお願いします。

### 【申請の虚偽及び変更が生じた場合】

申込みの内容、就労状況等に著しい虚偽があった場合は、利用をお断りする場合があります。

また、申請時の記載事項(住所、電話番号、保護者の就労状況等)に変更が生じた場合は、必要書類をご準備のうえ、速やかに変更手続き(記載事項変更届等の提出)を行ってください。変更手続きは、各放課後児童クラブ又は子育て定住推進課で受け付けします。

### 【利用の調整について】

定員を超える申請があった場合は、優先度を審査し利用調整を行うため、希望の施設が利用できない場合があります。また、受付期間内に提出された方を優先に選考します。なお、申請時点で利用料金の滞納がある場合は、その実態を踏まえて調整・判断する場合があります。

### 【施設の利用と変更】

放課後児童クラブの利用は1児童につき1施設までとします。

例)月曜日から火曜日に金山地区放課後児童クラブを利用し、水曜日から金曜日に丸森地区放課後児童クラブを利用することはできません。

ただし、年度途中であっても定員に空きがあれば利用施設の変更は可能です。

### 【育児休業中の利用について】

出産に伴う育児休業開始前にすでに利用している児童は、希望があれば継続利用を認めています。また、育児休業で利用する際は利用事由が変更となるため、手続きをお願いします。

なお、育児休業を理由に新規で利用することはできません。

### 【育児休業後の利用について】

出産に伴い育児休業を取得している家庭については、育児休業期間が満了する日が属する月の前の月より利用が可能です。

例)育児休業期間が R5.7.14 までの場合 ⇒ R5.6 月から利用可能

## ◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆

丸森町子育て定住推進課 保育支援班

〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地

電話 0224-72-3013 FAX 0224-72-3040